

## **【事案Ⅱ－１】入院共済金請求**

・2021年7月5日 和解解決

### **<事案の概要>**

申立人は2020年7月3日から同年7月28日までの26日間の入院（以下「今回の入院・手術」という。）について、がん入院倍額支払特則付入院特約のがん入院による倍額支払非該当の決定を不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、今回の入院・手術について、がん入院倍額支払特則付入院特約のがん入院時割増支払額130,000円を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は今回の入院・手術のみを独立に切り取り、悪性腫瘍を摘出したか否かのみでがん入院に該当しないと主張している。しかし、今回の入院・手術は、2020年4月13日から24日までの間に行った胃がん手術の追加手術であり、提出した診断書にも病名は「胃がん」と記載されており、ESDガイドラインに基づく一連の「胃がん」での手術であることは明らかである。
- (2) 年数が経過していることもあり、約款・事業規約が申立人の手元にないため確認できないが、今回の入院・手術のケースが支払非該当であるとの記述があるのであれば、これを申立人に対し明示するべきである。
- (3) 加入時には、単に「がんになったら倍額になります」ということで特約を付帯したものである。加入時には、今回の入院・手術のケースは支払非該当になるとの説明は受けていない。加入時に説明がないにもかかわらず、支払を拒否することは共済（保険）として社会通念上ありえないのではないか。
- (4) 添付した他社宛ての診断書の内容と比較しても、被申立人の入院・手術・通院等証明書は治療の経緯を記載する箇所もなく、単純に丸印のみで判断しており、適切ではない。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 当方の約款・事業規約に基づく「がん入院」とは悪性新生物に対する治療（がん病巣の摘出手術、抗がん剤の投与もしくは放射線照射等）の入院を指し、提出された「入

院証明書(診断書)」および「医療照会回答文書」より、結果的に悪性腫瘍は摘出されなかったことから、今回の入院・手術は「がん入院」には該当しない。

- (2) 1990年度の約款・事業規約で、今回の請求に関する「がん入院倍額支払特則」の概要を申立人に電話で説明した。口頭ではあるが、申立人からは、約款・事業規約の該当箇所の内容については理解を得た。

また、約款・事業規約の該当箇所の説明とは別に、診断書の内容を査定する際の判断基準についても開示を求められたが、これは内部規定となるため、開示できないことを説明した。

- (3) 加入時(2021年1月当時)のやりとりについて、証拠を基に反論することは不可能である。また、悪性新生物に対する治療(入院)かどうかを判断する方法としては、医学的専門知識も必要となることから、加入時にそれらのすべてを網羅的に説明することは困難であり、理解を得やすくするための表現として申立人が主張されているような表現に留まっていたとしても、一般的に不自然とはいえない。

- (4) 悪性新生物による治療(入院)かどうかは、傷病名・治療内容(施術内容)・病理組織等の内容を確認し、時に医療照会もしくは顧問医への照会などを経て総合的に勘案して判断するものであり、今回の入院・手術のケースは、悪性新生物による入院とはいえないと判断した。

#### **<裁定の概要>**

審議会において、約款・事業規約および診断書等から、2020年4月13日から4月24日までの間の入院・手術と、2020年7月3日から7月28日までの入院・手術は、別個独立の入院・手術ではなく、「胃がんに対するESDガイドライン」における一連の入院・手術として「がん入院」に該当するものと解釈した。その結果を基に、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し、和解解決となった。